

## 事業者の皆様へ

表面

○令和3年8月2日～8月31日

1 飲食店等に対する要請（令和3年8月2日～令和3年8月31日）

- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込を含む。)を取りやめる場合を除く。)に対して休業要請
- 現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き、5時～20時までの営業時間短縮要請
- 時短・休業要請に応じていただいた店舗に対して協力金を交付  
詳細は県ホームページに掲載される内容等を御確認ください。
- 以下の措置を要請
  - 従業員に対する検査を受けることの勧奨
  - 入場者の感染防止のための整理及び誘導、発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
  - 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒
  - 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
  - 施設の換気、アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保
- 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

2 その他の施設(人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設)に対する要請等

①時短要請等は下表のとおり

第39回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

| 施設区分   | 措置内容  |
|--|---|
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場 など<br>集会場、公会堂 など<br>展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など<br>ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)  | 人数上限5000人かつ収容率要件50%以内<br>床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)<br>5時から21時※までの営業時間短縮要請<br>床面積の合計が1000平米以下:<br>5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ<br>※イベント開催以外の場合は20時まで |
| 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、パッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、など<br>博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など | 人数上限5000人かつ収容率要件50%以内<br>床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)<br>5時から20時※までの営業時間短縮要請<br>床面積の合計が1000平米以下:<br>5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ<br>※イベント開催の場合は、21時まで  |
| マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など<br>個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など<br>スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など                                    | 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)<br>5時から20時までの営業時間短縮要請<br>床面積の合計が1000平米以下:<br>5時から20時までの営業時間短縮働きかけ  |
| 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など   | 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)<br>5時から20時までの営業時間短縮要請※<br>床面積の合計が1000平米以下:<br>5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※<br>※生活必需物資を除く                                  |

時短・休業要請に応じていただいた大規模施設等に対して協力金を交付(詳細は県HPを参照)

②その他措置等(時短要請等以外)については下表のとおり

第39回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

| 施設区分  | 措置内容   |
|---|--|
| スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど                          | 感染防止対策の徹底等   |
| 幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など             | 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請                       |
| 葬祭場   | 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛<br>利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと                          |
| 図書館   | 入場整理の働きかけ  |
| ネットカフェ、マンガ喫茶 など                               | 入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ<br>施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛<br>利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと |
| 銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など<br>自動車教習所、学習塾など | オンラインの活用等の働きかけ   |

## ③①②共通の要請等については下表のとおり

- 法施行令第12条に規定される以下の措置の実施を要請(法第45条第2項)
  - ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
  - ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
  - ・発熱、その他の症状のある者、感染防止措置を講じない者の入場の禁止
  - ・手指の消毒設備の設置
  - ・事業所の消毒
  - ・施設の換気
  - ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置や利用者の適切な距離の確保
- 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
- 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。
- 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

## 3 イベントの開催制限について

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

併せて時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知の働きかけ【お願い】

## 措置内容

## ○ 収容人数等の要請(法24条第9項)

人数上限5000人かつ収容率要件 50%以内

## ○ 営業時間短縮の働きかけ

【時間】5時から21時まで

飲食を伴うテナントは、5時から20時まで

施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛

## ○ イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

## ○ 入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

※ 既存販売分については適用しない

## 4 テレワークの徹底等

- ・ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の実施【働きかけ】
- ・ 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底【働きかけ】

## 5 大学や学校への要請について(～令和3年8月31日)

学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ

感染防止のための所要の措置を講じること

寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知の徹底

## 6 高齢者施設等への要請

県又は保健所設置市が行う施設従事者へのPCR検査の受検を促すよう要請